

平成22年10月8日

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長 殿

企業年金連合会
企画振興部長 熊本 宣晴
(公印省略)

厚生年金基金の財政検証の見直しに係る要望事項等について

企業年金の財政運営については、世界的金融危機の下、弾力化措置が図られ、掛金の引上げ猶予及び下方回廊方式の適用がなされたところであります。しかしながら、当連合会が実施いたしました、企業年金実態調査（平成21年度財政検証集計結果（速報））によりますと、厚生年金基金の積立水準については、純資産額/最低責任準備金の割合が1.05未満の基金数は258基金、純資産額/最低積立基準額の割合が0.9未満の基金数は442基金となっており、依然として厳しい財政状況が続いております。

今般、東京都総合厚生年金基金協議会より別添の要望書が提出されております。財政検証の見直し等については、当連合会としても議論しているところですが、取りあえず右要望書をお届けしますので、よろしくご検討方お願い申し上げます。



財政検証の見直しに係る要望事項について

平素より、厚生年金基金の事業運営にご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生年金基金の財政運営については、世界的な金融危機の下において、平成24年3月末までの期間限定で掛金の引き上げ猶予と財政検証における下方回廊方式の適用という弾力化措置が図られています。併せて、弾力化措置の解除以降における財政運営基準の在り方について、年金数理人会において見直しの検討が行われていると聞いています。

財政運営の見直しについては、東総基として長期運営の観点から適切、適正な運営基準となるよう要望を行ってまいりましたが、今般、基本的な要望項目を取りまとめましたので、改めて以下のとおり改善を図られるよう行政に対して、一体として働きかけていただきたくお願いいたします。

1. 掛金対応の猶予等

平成20年度は100年に一度とも言われる世界的金融危機により極度に運用環境が悪化したところであり、その後の経済回復の遅れ等により設立事業所の負担能力も限界に達していることから、緊急措置として、全基金に対し掛金対応を2年間猶予することとされたが、景気回復には、なお時間を要すると思われるので掛金対応の猶予期間をさらに延長するよう措置していただきたい。併せて、経済の好況時には掛金の割増拠出が可能となるよう措置していただきたい。

2. 下方回廊方式適用の恒久化等

継続基準にかかる財政検証においては、財政再計算を除いて平成24年3月末まで下方回廊方式が認められた。しかし、もともと時価評価が日々変動しているにもかかわらず、年金資産にかかる財務諸表上の評価を当該年度の3月末一瞬に固定することは、長期運用を行っている年金資産の継続基準上の評価方法になじまないものである。日々変動する時価評価において、長期運営を継続する基金の年金資産の評価判断は、時価から一定範囲内であれば収支相当の原則に適合していると考えて差し支えないと思われる。よって、下方回廊方式を恒久化するとともに財政再計算時においても当該方式を適用するよう措置していただきたい。

3. 許容繰越不足金許容幅の拡大等

継続基準における許容繰越不足金の許容幅は責任準備金額の15%（数理的評価を行っている場合は10%）とされているが、近年の株式市場での株価変動の大きさを勘案して、許容繰越不足金の許容幅を拡大するよう措置していただきたい。併せて、数理的評価方法における資産評価調整額は資産において計上されるよう措置していただきたい。

4. 非継続基準の廃止

現役時代の掛金拠出により老後に年金を受給するという超長期の事業運営を想定している厚生年金基金にとって、積立水準の財政検証を行うには継続基準があれば十分であることから、非継続基準は解散か代行返上の決議をした基金だけに適用することとするよう措置していただきたい。

5. 過去勤務債務償却期間の延長

特別掛金による過去勤務債務の償却期間は最大 20 年間でされている。しかし、基金制度は創設時から既に 40 年近く経過しているため、過去 40 年分の債務を 20 年以内で償却することになるが、これは現在の設立事業主にとって極めて大きな負担を強いることとなる。現在の設立事業主が償却し易くするため、基金設立からの期間の長さに応じて、償却期間を延長することができる等、柔軟な対応ができるよう措置していただきたい。

6. 代行給付相当額算出の調整率の適正化

国の代行部分の債務である最低責任準備金は過去法により代行給付相当額を減額して算出されるが、その代行給付相当額は代行給付額の 0.875 倍とされている。この調整率は 16 年改正において、有意な数値を得て見直すこととされていることから、適正な調整率となるよう早急に見直しを措置していただきたい。

7. 基本プラスアルファ部分の分離計算

基本年金の代行部分と上乘せプラスアルファ部分の数理計算は、基本年金が上下一体の年金として運営されていることから、分離計算するか一体計算するかは個別の基金で決められるよう措置していただきたい。

8. 代行型から加算型への変更等を行う場合の不足金の取扱い

代行型から加算型への変更や給付削減等の債務削減型の給付設計の変更は、確実に基金財政を適正化する効果があることから、掛金の引下げを行わない条件で、不足金の全額償却を行わなくても給付設計の変更を行うことができるように措置していただきたい。

平成 22 年 10 月 8 日

企業年金連合会

理事長 徳永 哲男 殿

東京都総合厚生年金基金協議会
会長 越 昭太郎





代行給付にかかる積立資産の改善について

平素より、厚生年金基金の事業運営にご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生年金基金は厚生年金の代行年金を担っていますが、その運営は事前積立方式の企業年金として行われています。その代行年金を給付するために免除保険料が基金の掛金に充てられていますが、その料率は予定利率 3.2%を基礎にして一定の範囲で決められています。また、最低責任準備金の額が過去期間代行給付現価の半分を下回った際は、一定の計算による額を政府負担金として事後交付されることとされています。

この過去期間代行給付現価の額は平成 22 年度から厚生年金本体の予想運用利回りが 4.1%とされたことにより、現行より 20%ほど減少した額になると予想されることから、保障される最低責任準備金の額も 20%ほど減少されると危惧しています。

厚生年金基金は制度発足以来既に 40 年以上を経過し、掛金収入額よりも給付支出額が大きくなってきた基金が増加し、そうした基金は東総基会員基金ではその三分の二に達しています。特に設立年度の古い基金や昨今の経済状況と会計制度の変更等から加入員が減少している基金ほど、掛金収入より給付支出の増大が激しく、現在の運用環境とともに財政運営における困難の大きな要因となっています。

最低責任準備金が過去期間代行給付現価の半分を下回る場合は政府負担金として事後資金交付されることとなっていますが、加入員の減少と受給者の増加が見込まれる今後の基金運営にとって一定の積立金は必要不可欠であります。厚生年金本体の予想運用利回りが 4.1%となりますが、最低責任準備金の額がいま以上減少しないよう、例えば過去期間代行給付現価を算出する割引率は 3.2%を維持する等、最低責任準備金の額が現行水準を引き続き維持されるよう行政に対して、一体として働きかけていただきたくお願いいたします。

平成 22 年 10 月 8 日

企業年金連合会
理事長 徳永 哲男 殿

東京都総合厚生年金基金協議会
会長 越 昭太郎





指定基金の指定について

先般、指定基金健全化計画承認基準の改正等(案)についてパブリックコメントが求められましたが、このことについて、別紙のように某新聞において関係報道がなされました。その報道の内容は、指定される業種を特定するほか健全化が困難と判断される場合は解散を促す等となっており、厚生年金基金にとっては風評被害を被りかねないものとなっています。

各基金は世界的な金融危機の運用環境のもとで、長期運営計画を策定するなど健全化に向けた努力をしていますが、こうした報道による風評被害により、この努力が損なわれかねません。

指定基金の指定にあたっては、そうした基金の努力が無にならないよう長期運営計画の進行状況や世界的な金融危機という特殊な運用環境を勘案し、公表などにあたってはきめ細かな配慮を行う等適切な指導をしていただけるよう行政に対して、一体として働きかけていただきたくお願いいたします。

平成22年10月8日

企業年金連合会
理事長 徳永 哲男 殿

東京都総合厚生年金基金協議会
会長 越 昭太郎



財政難の厚年基金監視

タクシー業界などの中小対象

厚労省管理下で健全化

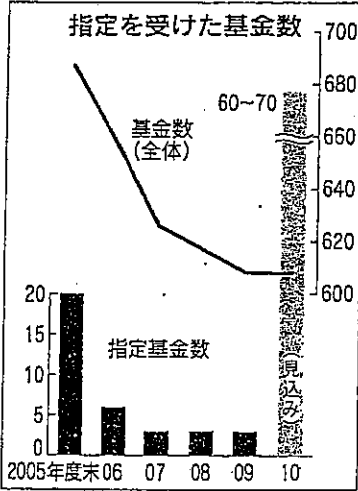
厚生労働省は、財政難に陥った厚生年金基金に早期の健全化を求める「指定ルール」を厳しくする。タクシーやトラックなどの業界ごとに構成する中小基金が実質的な対象となる。基金の積立金が3年連続で一定割合を下回れば警告を発動。厚労省の管理下で健全化を進める措置を求める。厚労省は中小基金への監視を強め、年金の積立不足の解消を目指す。

指定ルールは、財政が悪化した基金を公表する制度。3月末の積立金が代行部分の将来給付に必要な額の9割に満たない状態が3年間続いた基金が対象となる。ルール見直しによって

2010年中にタクシーやトラック、繊維といった業界ごとや都道府県単位の中小規模の基金を中心に、60~70基金が財政健全化の指定を受けるとみられる。指定を受けると基金名

将来の年金額をあらかじめ決めておく「確定給付型」の企業年金制度の一つ。公的年金の一部を国に代わって運用する。業独自の年金を組み合わせて上乗せ給付している。2010年7月時点

で全国に608基金があり、加入者数は465万人。1997年度末の基金数は約1900で、加入者数は1200万人を超えていた。その後、運用環境悪化などで基金の維持が難しくなり、代行返上や解散などが相次いだ。



新ルールでは免除措置を廃止。積立金が基準を下回った場合は、すべて11月末に警告対象として指定する。運用実績の改善などで12月末時点の積立金が、代行部分の9割を上回ってれば、その時点で指定から外す。厚年基金のうち、加入者数が数百人を超える大企業の基金は全体の2割弱で、残りの8割以上は業界ごとや都道府県単位でつくる中小基金。これらの基金の多くは、株安などで運用損失を抱えて財政難に陥っている。代行部分の積立金の目減りは、公的年金部分の運用資産の棄損につながる可能性がある。厚労省は、基金の財政健全化が困難と判断した場合には基金に解散を促すことも検討する。基金が解散を避ければ、積み立て不足を穴埋めして国に返還することになる。